

食料・農業・農村基本計画 骨子（案）

（令和 7 年 2 月 5 日開催、食料・農業・農村政策審議会企画部会（第 117 回）配布資料より）

食料・農業・農村基本計画 骨子（案）

資料 3

- 1 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後 20 年程度を見据えた課題の整理を行い、食料・農業・農村基本法を改正（令和 6 年 6 月 5 日施行）。
- 2 改正基本法で掲げる基本理念に基づき基本的な施策の方向性を具体化する食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）は、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、計画期間は 5 年間として定める。
- 3 基本計画の実効性を高めるため、食料安全保障の確保に関する目標や施策の有効性を示す KPI を定めることとし、少なくとも年 1 回、その目標の達成状況を調査・公表、KPI の検証により PDCA サイクルによる施策の見直しを行う。
- 4 食料・農業・農村は、食料安全保障に関わる大きな情勢の変化や課題に直面。
 - （農業者の減少・高齢化）
 - ・我が国は、農業者の減少・高齢化が著しく進展。我が国の食料需要を賄うために必要な農地の 3 分の 1 しかない中、この農地をフル活用し、現在よりも相当程度少ない農業経営体で、国内への食料供給を担う必要。その際、生産性向上、付加価値向上による所得の確保・向上が課題。
 - （国際的な食料需要の増加、食料生産・供給の不安定化）
 - ・世界人口は急増し食料需要も増加する一方、気候変動による異常気象の頻発化、世界各地における地政学的リスクの高まりなどにより生産・供給も不安定化。
 - ・食料や生産資材の買付けをめぐる競争が激化する中、必要な食料や生産資材の安定的な輸入に懸念が生じている。
 - （人口減少に伴う国内市場の縮小）
 - ・国内市場への供給のみを想定した農業生産・食品生産を続けていくならば、将来の事業拡大や投資の意欲を削ぐことにもなるため、海外から稼ぐ力の強化が必要。
 - （食品アクセスの問題の顕在化）
 - ・高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者、いわゆる買物困難者や、経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加。
 - （生産資材の高騰）
 - ・飼料や肥料の価格上昇に、農産物価格の価格上昇が追いついていない状況。
 - （地球温暖化問題、生物多様性の保全への対応）
 - ・SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、農業・食品産業に対しても、対応が社会的に求められている。
 - （中山間地域をはじめとした農村の地域社会の維持が困難）
 - ・農村では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、農業生産活動に必要な集落による共同活動の実施率が低下。また、農村内の非農業者も今後大幅減少。
 - ・特に中山間地域は、全国の総農家数、耕地面積、農業産出額のそれぞれ約 4 割を占める重要な地域であるが、農業生産条件が不利。所得の確保・向上が課題。
 - （自然災害のリスク）
 - ・気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化。南海トラフ地震等大規模地震の発生が切迫。
- 5 改正基本法で定める、基本理念の実現を図る観点から、5 つのテーマ（①我が国の食料供給、②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、③国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興）で整理。

以下、病害虫・雑草防除に関する記載について、該当部分の抜粋により示す。

【計画 本体】

I 我が国の食料供給

2 食料自給力の確保

(4) 生産資材の供給

②農薬

(安全性の向上)

- ・農薬の安全性を一層向上させるため、2018 年の農薬取締法改正に伴い導入した農薬の再評価制度により、全ての農薬について最新の科学的知見に基づく再評価を円滑に実施するとともに、農薬登録制度の国際調和を一層推進し、必要に応じ評価手法の見直しに取り組む。
- ・防除ニーズに対応するため、優先審査の仕組み等を活用し、新規農薬について速やかに上市できるような取組を推進する。

(環境負荷低減)

- ・生物防除資材等の環境負荷の低い新規資材について審査結果を蓄積し、要点を整理することにより、審査の円滑化を図るとともに、引き続き、化学農薬の低減に資するスマート農業技術の活用や総合防除の普及、新たな技術開発を推進する。

(コスト低減)

- ・引き続き製造面・流通面の効率化を進めつつ、農薬防除全体としてコストを削減していく観点にも着目し、ドローン等スマート農業技術を活用した農業支援サービス事業者の育成や活用を推進する。

5 動植物防疫

(2) 植物の病害虫への対応

- ・これまでの総合防除推進の取組に加え、総合防除を現場へ浸透させるため、総合防除実践マニュアルの整備、新たな防除体系を普及するための取組の支援、病害虫抵抗性品種、生物防除資材、ICT を活用した水稻病害虫の早期・精密な発生予測技術等の研究開発の推進等を行い、より分かりやすく、使いやすい形で総合防除を現場へ普及する。

II 輸出の促進（輸出拡大等による「海外からの稼ぐ力」の強化）

1 農林水産物・食品の輸出の促進

(2) 供給力向上の取組

- ・海外ニーズに応じて高品質な日本産品を海外の消費者まで届けられるよう、低コスト化や有機等への生産体系の転換、効果的な防除技術の普及、集出荷体制の構築、

高付加価値な製品の製造・加工等による輸出向け供給力の向上、スマート技術を活用した流通の効率化・高度化やコールドチェーン確保等による国内外の流通体制の構築等を推進し、国内外を一貫してつなぐ新たなサプライチェーンモデルを構築する。

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

1 農業生産活動における環境負荷の低減

(1) 環境負荷低減に向けた横断的な取組

(2) 環境負荷低減に向けた個別分野の取組

②化学農薬・化学肥料等資材の使用量低減

・化学農薬使用量（リスク換算）の低減に向けては、化学農薬の低減に資するスマート農業技術の活用や総合防除の普及、有機農業の面的拡大、化学農薬の使用量低減技術や病虫害抵抗性品種等の開発、生物防除資材等の新規資材の審査等を推進する。

【別紙（目標・KPI の検討案）】

1 我が国の食料供給

目標（例）・・・・・・・・・・国内の食料供給（食料自給力の確保；生産資材；防除ニーズに対応した農薬の確保）

主な施策・・・・・・・・・・防除ニーズに対応した農薬登録・再評価の円滑な実施

KPI（2030年）（例）・・・・防除ニーズに対応した新規農薬の登録数

目標（例）・・・・・・・・・・動植物防疫（動植物防疫の確実な実施）

主な施策・・・・・・・・・・病虫害等の総合防除の普及

KPI（2030年）（例）・・・・総合防除実践指標（仮称）策定数

4 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

目標（例）・・・・・・・・・・環境と調和のとれた食料システムの確立（化学農薬・化学肥料の使用量低減）

主な施策・・・・・・・・・・総合防除の普及や施肥効率化等を通じた化学農薬・化学肥料使用量の低減

KPI（2030年）（例）・・・・化学農薬使用量（リスク換算）（2019農薬年度比）